

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障がい者(児)福祉サービスの給付に関わる事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢巾町は、障がい者及び障がい児の福祉サービスの給付に関わる事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

矢巾町長

公表日

平成30年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者(児)福祉サービスの給付に関わる事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく ①障害福祉サービス給付費に関する事務 ②障害支援区分の認定に関する事務 ③自立支援医療費に関する事務 ④地域生活支援事業に関する事務 児童福祉法に基づく ①障害福祉サービス給付費に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、同第2項及び別表第一 8,84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 情報提供: 16,26,56の2,57,87,116 情報照会: 10,11,108,109,110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども課
②所属長	福祉・子ども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢巾町長
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 TEL019-697-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

